

令和 9 年度岡山県公立学校定年前再任用短時間勤務教職員 採用候補者選考審査実施要項

岡山県教育委員会

1 目的

令和 9 年度岡山県公立学校定年前再任用短時間勤務教職員採用候補者の選考資料と
するために実施する。

2 受験資格

昭和 40 年 4 月 2 日から昭和 42 年 4 月 1 日までに生まれた者で、60 歳に達した日
以後定年前に退職した者又は令和 8 年度末に退職する者であって、定年退職日相当日
(常勤職員の定年退職日)まで継続して、一般の教職員と同様の業務(担任、分掌等)
に従事することができるもの

3 任用期間

令和 9 年 4 月 1 日から定年退職日相当日(同じ世代の常勤職員の定年退職日)まで

4 勤務の態様等

(1) 職務内容

ア 一般の教職員と同様の業務(担任、分掌等)に従事する。

イ 配属先(現任校とは限らない)及び勤務形態は、県教育委員会が決定する。

なお、学校の設置者による再任用の可否は、次のとおりである。

例	再任用の可否
A 市立学校を退職した教職員 → A 市立学校の教職員へ再任用	可
A 市立学校を退職した教職員 → B 市立学校の教職員へ再任用	可
県立学校を退職した教職員 → 県立学校の教職員へ再任用	可
県立学校を退職した教職員 → 市立学校の教職員へ再任用	否
市立学校を退職した教職員 → 県立学校の教職員へ再任用	否

(2) 任用する職

従前就いていた職を考慮しながら、原則として教諭、養護教諭、栄養教諭、実
習助手、寄宿舎指導員、小・中学校の事務職員の職に任用する。

(3) 勤務時間

原則週 20 時間の短時間勤務

※短時間勤務者については、本人承諾の上、欠員補充のため、フルタイム等の
勤務者として年度途中で他校へ異動する場合や、週 20 時間を超えて(週 25
時間程度)勤務する場合もある。

(4) 年次休暇

勤務時間等に応じて 20 日を超えない日数

(5) その他

ア 人事管理諸制度(服務、分限、災害補償等)の扱いは、基本的には退職前と
同様とする。

イ 共済制度については、地方公務員等共済組合法の適用がある。

5 出願手続

(1) 提出書類等

ア 令和 9 年度岡山県公立学校定年前再任用短時間勤務教職員採用候補者選考
審査志願書(別紙様式)

イ 学校で実施する令和8年度教職員定期健康診断による健康診断書の写し又は当該定期健康診断に代えて受診した人間ドックの結果の写し

※ 出願時にイの書類が提出できない場合は、令和7年度教職員定期健康診断による健康診断書の写し又は当該定期健康診断に代えて受診した人間ドックの結果の写しでもよい。ただし、この場合は、令和8年度教職員定期健康診断等の受診後、速やかにイの書類を提出すること。

※ 既に退職している者のイの書類については、別途指示する。（医療機関等での健康診断を求める場合がある。）

(2) 提出先・提出締切

○出願時に市町村（組合）立（岡山市立を除く。）の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び倉敷支援学校に在職している者

- ・ 学校長を通して、令和8年8月21日（金）までに、市町村（組合）教育委員会（岡山市教育委員会を除く。以下同じ。）へ提出。
- ・ 市町村（組合）教育委員会は、出願書類を取りまとめ、令和8年8月27日（木）までに、所管の教育事務所へ提出。
- ・ 教育事務所は出願書類を取りまとめ、令和8年9月1日（火）までに、県教育庁教職員課義務教育人事班へ提出。

○出願時に県立学校に在職している者

- ・ 高等学校及び中等教育学校（後期課程）については、学校長を通して、令和8年9月1日（火）までに、県教育庁教職員課高校教育人事班へ提出。
- ・ 特別支援学校、中学校及び中等教育学校（前期課程）については、学校長を通して、令和8年9月1日（火）までに、県教育庁教職員課義務教育人事班へ提出。

○既に退職している者

- ・ 令和8年9月1日（火）までに、県教育庁教職員課高校教育人事班（〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号）へ提出。

6 選考方法

従前の勤務成績に基づき選考する。既に退職している者については、従前の勤務成績及び岡山県教育委員会が実施する面接に基づき選考する。（面接については、令和8年10月に実施予定である。）

7 その他

既に退職している者の出願書類の請求等は、県教育庁教職員課高校教育人事班（電話 086-226-7582）まで問い合わせること。